

第二期スポーツ推進計画及び市民プールのあり方に係る整備方針策
定業務実施要項（案）（公募型）

1 趣旨

本業務は、第一期スポーツ推進計画（改訂版）が令和8年度までの計画であることから、改正されたスポーツ基本法や基本計画を踏まえ、本市のスポーツ推進の指針となる第二期スポーツ推進計画を策定するとともに、市内に3か所ある市民プールについて、施設の現状とともに市民等利用者の状況やニーズ等を把握し、今後のあり方に係る整備方針策定のため、プロポーザル方式により契約の相手方となる候補者（以下「候補者」という。）を選定するものである。

2 業務概要

(1) 業務名

第二期スポーツ推進計画及び市民プールのあり方に係る整備方針策定業務

(2) 目的

スポーツ基本法や基本計画を踏まえ、スポーツ推進の指針となる計画を策定し、生涯スポーツ社会の実現に寄与する。

市内3プールが抱える課題解決とサービスの向上を図るため、今後の市民プールのあり方にかかる整備方針を策定する。

(3) 業務内容

ア 計画及び整備方針策定のための調査研究

イ 計画及び整備方針策定業務支援

ウ 計画書等の作成

(4) 業務期間

契約締結日（令和8年4月以降）から令和9年3月31日まで

3 当該業務の予算額等

23,122,000円（税込）

参考見積書の金額が、予算額を超過した場合は失格とする。

また、候補者決定後の最終見積の提出に際し、予定価格については、予算額以下で設定するものとする。

今回徴取する次年度の参考見積額は参考に徴取するもので、次年度の契約を確約するものではない。

4 プロポーザルの形式

本業務は、公募型プロポーザルにより候補者を決定するものとする。

5 参加資格

本プロポーザルに参加する者は、次に掲げる全ての事項を満たす者でなければならない。

- (1) 茨木市（以下「市」という。）の物品等、建設工事及び測量・建設コンサルタント等の入札参加資格審査申請書類を提出すること。契約候補者となった者については本業務にのみ、市の入札資格を有するものとする。ただし、市の物品等、建設工事及び測量建設コンサルタント業務の入札参加資格者名簿にすでに登録されている者については、この限りではない。
- (2) 茨木市物品等登録業者指名停止要綱（平成21年4月1日実施）及び茨木市建設工事等請負業者指名停止要綱（平成21年4月1日実施）に基づく指名停止又は茨木市建設工事等暴力団対策措置要綱（平成25年4月1日実施）に基づく指名除外の期間中でないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続き開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされていないこと。
- (6) 法人税（個人企業にあっては所得税）及び消費税の未納がないこと。
また、茨木市内に事業所を有する場合は、市税の未納がないこと。
- (7) 茨木市暴力団排除条例（平成24年9月27日茨木市条例第31号）第2条に指定する暴力団、暴力団員及び暴力団密接関係者に該当する者でないこと。
- (8) 過去10年間に於いて、本業務と同種の業務の元請としての履行実績があること。

6 質問の受付及び回答

質疑については、次のとおり行うこととする。

- (1) 質問がある場合は、質疑書兼回答書（様式1号）に質問事項、会社名、FAX番号・担当者氏名、メールアドレスを記載し、下記の提出期限までに電子メールで送信すること。

提出期限：令和8年2月27日（金）午後5時まで（必着）

提出先：茨木市市民文化部スポーツ推進課

E-mail：sportssk@city.ibaraki.lg.jp

※ 電子メール以外の方法による質問は受け付けません。

- (2) 質疑に対する回答は、質疑書兼回答書により、下記の回答日に本市ホームページに掲載する。

回答予定日：令和8年3月2日（月）

7 参加申込及び資格審査

- (1) 参加申込

参加希望者は、「参加申込書」（様式2号）に必要事項を記入し、会社名及び代表者、代表者印を記名押印の上、必要書類を添えて提出すること。

ア 必要書類

- ① 業務実績調書（様式3号）
- ② 業務実施体制調書（様式4号）

イ 提出先：茨木市市民文化部スポーツ推進課（茨木市役所南館8階）

ウ 提出期限：令和8年3月9日（月）正午まで

エ 提出方法：持参または郵送による。（提出期限までに必着）

(2) 資格審査

プロポーザルへの参加資格に係る審査については、プロポーザル選定会議（以下「選定会議」という。）において、参加希望者から提出のあった「参加申込書」等により審査が完了したら、令和8年3月9日（月）までにその結果を「参加資格審査結果通知書」（様式5号）により、参加希望者に通知するものとする。

(3) 参加を辞退する場合

参加を希望した者が、参加を辞退する場合には、プロポーザル参加辞退届（様式6号）に必要事項を記入し、代表者印を押印の上、企画提案書の提出期限までにスポーツ推進課へ提出すること。（持参または郵送による）

8 企画提案書等の作成及び提出

(1) 企画提案書の作成

参加者は、仕様書及び説明会資料等に基づき、最適な提案を企画提案書等により行うものとする。

企画提案は、1者につき1件とし、以下の書類を提出すること。

なお、企画提案書等に記載された内容については、下記⑤参考見積書の金額に追加費用を伴わず実施する意思があるものとみなす。

(2) 提出書類・必要部数

	提出書類	様式	部数
①	業務実績調書	様式3	1部
②	統括責任者・担当者の経歴（本業務委託で配置予定の担当者ごとに作成）	様式4	1部

③	企画提案書 (1) 推進計画策定のための調査研究 ①スポーツ基本法及び上位計画（国・府）との 整合性確認 ②施策の確認及びデータ分析 ③スポーツに関する市民意識調査の実施及び計 画の分析 ④市内スポーツ関係団体を対象としたヒアリン グ調査 (2) 計画策定業務支援 ①推進審議会支援 ②庁内検討会支援 ③調査研究に基づき、計画の体系及び内容を検 討・提案 市民プールのあり方に係る整備方針策定委託 (1) 経緯・位置づけ等の整理 (2) 施設の現況・課題整理 (3) 事例整理・動向把握 (4) 市民ニーズ等の把握 (5) 基本方針の検討 (6) 事業推進の検討 (7) 基本方針のまとめ 計画書及び整備方針の作成 ・スポーツ推進計画策定及び市民プールのあり 方に係る整備方針策定 ・パブリックコメント実施支援 ・成果品作成	任意	8部
④	作業スケジュール	任意	8部
⑤	参考見積書	様式7	1部
⑥	参考見積内訳書	任意	1部

※③及び④については、表紙を除き、会社名・代表名・所在地等を記載・印字しないこと。

- (3) 提出期限：令和8年3月12日（木）正午まで（必着）
 ※ 土日、祝日を除き各日とも午前9時から午後5時までとする。（最終日は正午まで）
 提出場所：茨木市役所市民文化部スポーツ推進課（市役所南館8階）
 提出方法：持参又は郵送によること。
- (4) 企画提案書等に対する質問
 企画提案書等の内容について、市が企画提案書等を提出した参加者（以下「提案者」という。）に問い合わせを行った場合、問い合わせを受けた

提案者は速やかに市に対して回答すること。

9 審査方法

審査方法は、次に示すとおりとする。

(1) 書類審査、プレゼンテーション及びヒアリングによる審査

企画提案についての提出書類審査、プレゼンテーション及びヒアリングによる審査を実施し、審査基準に基づいて評価し、最も優れた提案者を候補者として決定するものとする。

ア プレゼンテーション及びヒアリングは、提案者が事前に提出した企画提案書等を使用して行うこととし、資料の差し替え、追加は認めない。

イ プレゼンテーションに必要な機器等は、提案者が用意すること。ただし、プロジェクター及びスクリーンは、市で用意する。

ウ プレゼンテーションには、本業務に従事を予定する業務責任者及び副責任者を参加させることを必須とし、出席者は説明者を含め3人以内とする。

エ プレゼンテーションの持ち時間等詳細は、資格審査の通過者にのみ通知する。

(2) 審査結果の通知

① プロポーザル審査結果通知書（様式9号）

令和8年3月19日（木）に当該審査を行った全者に対し、郵送により通知する。

② 結果に対する問合せ

審査の結果、候補者とならなかった提案者は、通知日より起算して5日以内に審査結果について、書面で説明を求めることができるものとする。

10 審査基準及び配点

プロポーザルは別紙「審査基準」に基づき審査する。

【配点】

- ①事務局審査 55点
- ②選定会議審査 255点

11 候補者の決定

候補者は、別紙「審査基準」により選定会議において採点し、次の方法により決定する。

なお、選定会議の委員が提案者と利害関係を有することとなった場合、当該委員を本プロポーザルの審査から除斥する。この場合、上記10の配点(配点の総合計点及び審査基準ごとの配点)から当該委員の持ち点を減じるものとする。また、他の理由により選定会議の委員が欠けた場合も同様とする。

- (1) 事務局審査及び選定会議審査の結果により、評価点が最低基準点（186点（選定会議の委員の除斥又は欠員があった場合は、当該委員の持ち点を減じた総合計点の6割））以上の者のうち、最高点の提案者を候補者とする。

- (2) 評価点が最高点の者が複数ある場合は、最高点の者のうち、提案額が最も安価な提案者を候補者とする。
- (3) 評価点が最高点の者が複数あり、かつ、提案額が同額の場合、くじにより候補者を決定する。
- (4) 提案者が1者のみであった場合は、審査を行い評価点が最低基準点（186点（選定会議の委員の除斥又は欠員があった場合は、当該委員の持ち点を減じた総合計点の6割））以上であった場合に候補者とする。

12 候補者との契約締結協議

(1) 仕様等の確定

担当課は、候補者と契約締結に向けた協議を行うが、候補者の選定をもって当該候補者の企画提案書等に記載された内容の全てを承認するものではない。

協議において、必要な範囲内で企画提案書の項目の追加・変更及び削除を行った上で本契約の仕様に反映させることができる。

この場合において、仕様に反映された提案及び条件等は、全て仕様書に規定されたものと見なし、受注者は履行の義務を負うものとする。

(2) 契約金額

契約金額は原則として、企画提案時に提出した提案額（参考見積額）を超えないこととする。

ただし、担当課との協議において企画提案書等に記載された項目に追加等があった場合は、この限りでない。

(3) 契約書

契約書は、本市が作成したものを使用するものとする。

13 日 程

公募公告期間	令和8年2月26日（木）から3月9日（月）まで
質問期限	令和8年2月27日（金）午後5時まで
質問に対する回答	令和8年3月2日（月）
参加申込	令和8年3月9日（月）まで
参加資格審査結果通知	令和8年3月9日（月）
企画提案書提出期間	令和8年3月9日（月）から3月12日（木）まで
プレゼンテーション及び ヒアリング審査	令和8年3月16日（月）
審査結果通知	令和8年3月19日（木）（予定）
契約締結・委託開始	令和8年4月1日（水）（予定）

※各期間中は土日、祝日を除き午前9時から午後5時までに提出すること。
（提出期限最終日は、正午まで）

14 失格事項

本プロポーザルの提案者若しくは提出された提案書が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とする。

- (1) 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (2) 提案書の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの
- (3) 参考見積書の金額が予算額を超過したもの
- (4) 審査員と不正な接触をしたもの
- (5) 本要項に違反したもの

15 その他留意事項

- (1) 参加者が1者のみであった場合も、本プロポーザルは中止しない。
- (2) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (3) 提出書類に虚偽の記載、その他公正な競争の妨げになる行為、事実があったと市が判断した場合は、提出書類を無効とすると共に、指名停止措置を行う場合がある。
- (4) 提出書類は返却しない。また、市において適正に処理し、本プロポーザル方式に係る審査等以外の2次使用はしない。
- (5) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、参加希望者の負担とする。
- (6) 様式4に記載された担当者の変更は認めない。ただし、変更理由について本市がやむを得ないと判断した場合はこの限りでない。
- (7) 参考見積内訳書について、説明を求める場合がある。
- (8) プロポーザル方式に係る情報公開請求があった場合は、茨木市情報公開条例（平成15年茨木市条例第35号）の規定に基づき対応する。

16 担当部署

茨木市 市民文化部 スポーツ推進課 担当：坪田、水見
TEL 072-620-1608(直通) FAX 072-624-4767
E-mail : sportssk@city.ibaraki.lg.jp